

# 羽曳野市立学校学習用タブレット端末等貸与に関する要領

制 定 令和6年2月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、学習用タブレット端末を活用した教育を進め、児童生徒のICT活用力の育成を図るため、羽曳野市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)に在籍する児童生徒への学習用タブレット端末等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学習用タブレット端末」とは、学校及び家庭での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この要領により貸与を行う物品(以下「貸与物品」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 学習用タブレット端末及びその付属品(以下「タブレット」という。)
- (2) 学習用タブレット端末でインターネットを利用するために必要となるモバイルルータ及びその付属品(以下「ルータ」という。)

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) タブレット 学校に在籍する児童生徒
- (2) ルータ 学校に在籍する児童生徒のうちタブレットの貸与を受けるものの保護者であって、家庭内にインターネットに接続するための通信環境が整っていないもの

(管理)

第5条 学校の長(以下「校長」という。)は、貸与状況を常に明らかにしなければならない。

2 貸与物品の管理責任者は、校長とする。

3 管理責任者は、学校において、学習用タブレット端末の適正な管理業務を行わせるため、当該学校に属する職員のうちから情報管理者を指名することができる。

(貸与期間)

第 6 条 タブレットを貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、貸与を決定した日から義務教育課程卒業認定日以前で校長が定める日(以下「貸与期間終了日」という。)までとし、ルータの貸与期間は、貸与を決定した日から 3 ヶ月又は貸与を受けた者が第 4 条第 2 号に規定する要件に該当しなくなった日のいずれか早い日とする。

2 保護者がルータの貸与期間終了日を超えて貸与を希望する場合は、次に掲げる事項を校長に申請しなければならない。

(1) 貸与期間終了日を超えて貸与を希望する保護者の氏名及び連絡先

(2) 家庭においてルータを利用する児童生徒の在籍校及び氏名

(3) 貸与延長申請物品

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

(貸与に係る費用)

第 7 条 貸与物品は、無償で貸与するものとする。

(貸与の申請)

第 8 条 タブレットの貸与を受けようとする者は、次に掲げる事項を校長に申請しなければならない。

(1) 貸与を受けようとする者の保護者の氏名及び連絡先

(2) 貸与を受けようとする者の在籍校及び氏名

(3) 貸与申請物品

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

2 ルータの貸与を受けようとする者は、次に掲げる事項を校長に申請しなければならない。

(1) 貸与を受けようとする保護者の氏名及び連絡先

(2) 児童生徒の在籍校及び氏名

(3) 貸与申請物品

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

3 校長は、前 2 項の申請を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、貸与を決定するものとする。

(貸与物品の変更)

第 9 条 校長は、必要があると認めるときは、前条第 3 項の規定により貸与を受けた者(以下「利用者」という。)の貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱い)

第 10 条 利用者は、貸与物品について、善良な管理者として細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、第三者に危害を加えること。

(6) 貸与物品に校長の許可なくソフトウェア(アプリケーション)をインストールしたり、ハードウェア、ソフトウェアの設定変更や不正な制限解除、改造をしたりすること。

(7) 学校教育部長が別に定めるガイドライン等に反する行為を行うこと。

(8) その他貸与の目的に反すること。

3 利用者は、教育長又は校長から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(遵守及び同意)

第 11 条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守又は同意してタブレットを利用しなければならない。

(1) 利用者は、貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。

(2) 管理責任者は、利用者がタブレットを貸与された期間に限り、教育長又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために利用者の氏名及び学習履歴等をクラウドサービス上で管理すること、必要に応じて学習用タブレット端末のログイン状況や利用履歴(インターネットの利用履歴を含む。)を確認することについて利用者の同意を得るものとする。

(3) 管理責任者は、利用者が学習用タブレット端末を利用して作成したデータを原則として学習タブレット内に保存せず、利用者に割り当てられたクラウドサービス上へ保存することについて利用者の同意を得るものとする。

(充電及びインターネット通信にかかる経費)

第 12 条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費

(2) 学校以外で利用するインターネット通信に係る経費(ルータの貸与を受けた利用者については、ルータを利用する上で必要となる通信事業者との契約等に係る経費を含まない。)

(紛失、盗難又は毀損の届出)

第 13 条 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、次に掲げる事項を校長に報告しなければならない。

(1) 利用者の在籍校及び氏名

(2) 保護者の氏名及び連絡先

(3) 紛失若しくは盗難、又は毀損した貸与物品

(4) 貸与物品の紛失若しくは盗難、又は毀損が発生した年月日

(5) 貸与物品の紛失若しくは盗難、又は毀損に至った理由や状況等

(6) 前各号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

2 前項に規定する場合において、紛失又は毀損の理由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕等の原状復旧に要する費用を教育委員会が定める範囲内で利用者に負担させることができる。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第 15 条 校長は、第 6 条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該

当する場合は、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が休学等により校長が定める期間を超えて登校できないとき。
- (2) 利用者が市内学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 利用者が第 10 条及び第 11 条の規定に違反したとき。
- (4) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第 16 条 利用者は、貸与期間終了日までに貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者は、貸与物品を返却するときは、次に掲げる事項を校長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の在籍校及び氏名
- (2) 保護者の氏名及び連絡先
- (3) 返却しようとする貸与物品
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

4 利用者は、ルータを返却するときは、次に掲げる事項を校長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の在籍校及び氏名
- (2) 保護者の氏名及び連絡先
- (3) 返却しようとする貸与物品
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長等の指示する事項

5 校長は、第 1 項及び第 2 項の規定により貸与物品が返却されたときは、第 3 項及び前項の規定による届出と突合の上、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第 17 条 利用者の保護者は、第 12 条から第 14 条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。